

介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を職員等の配置の基準上の算定対象に一部含める。

1. 配置基準への算定の可否（※）

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることにする。
- (2) 候補者を除いて職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準・夜勤の基本の配置基準）を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

2. 対象者

以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象とする。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方:研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できることにする。

- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する。